資料No.１－１

説明用資料

４ 議題

（３）諮問事項

小樽都市計画　ごみ焼却場の変更
《小樽市決定》

小樽都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更

稼働を停止している天神２丁目のごみ焼却場及びその敷地において、北海道新幹線新小樽(仮称)駅及び駅周辺地区の整備が位置付けられ、今後の跡地利用が明確になるとともに、当該施設の除却が確定したことから、都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)第１号小樽市天神ごみ焼却場を廃止するものである。

マスタープラン

- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（北海道）
- 小樽市都市計画マスタープラン

即す → **都市計画** ← **決定・手続き関係**

- 小樽市都市計画審議会
- 都市計画提案制度など

土地利用

- 区域区分
- 地域地区
  - 用途地域
  - 特別用途地区
  - 高度地区
  - 高度利用地区
  - 防火地域
  - 準防火地域
  - 駐車場整備地区
  - 臨港地区
- 地区計画等

都市施設

- ■道路
- ■公園・緑地
- ■下水道
- ■駐車場
- ■ごみ焼却場
- ■ごみ処理場
- ■汚物処理場
- ■汚水処理場
- ■市場
- ■火葬場　等

市街地開発事業

- 市街地再開発事業
- 土地区画整理事業

■　小樽都市計画　ごみ焼却場の変更箇所

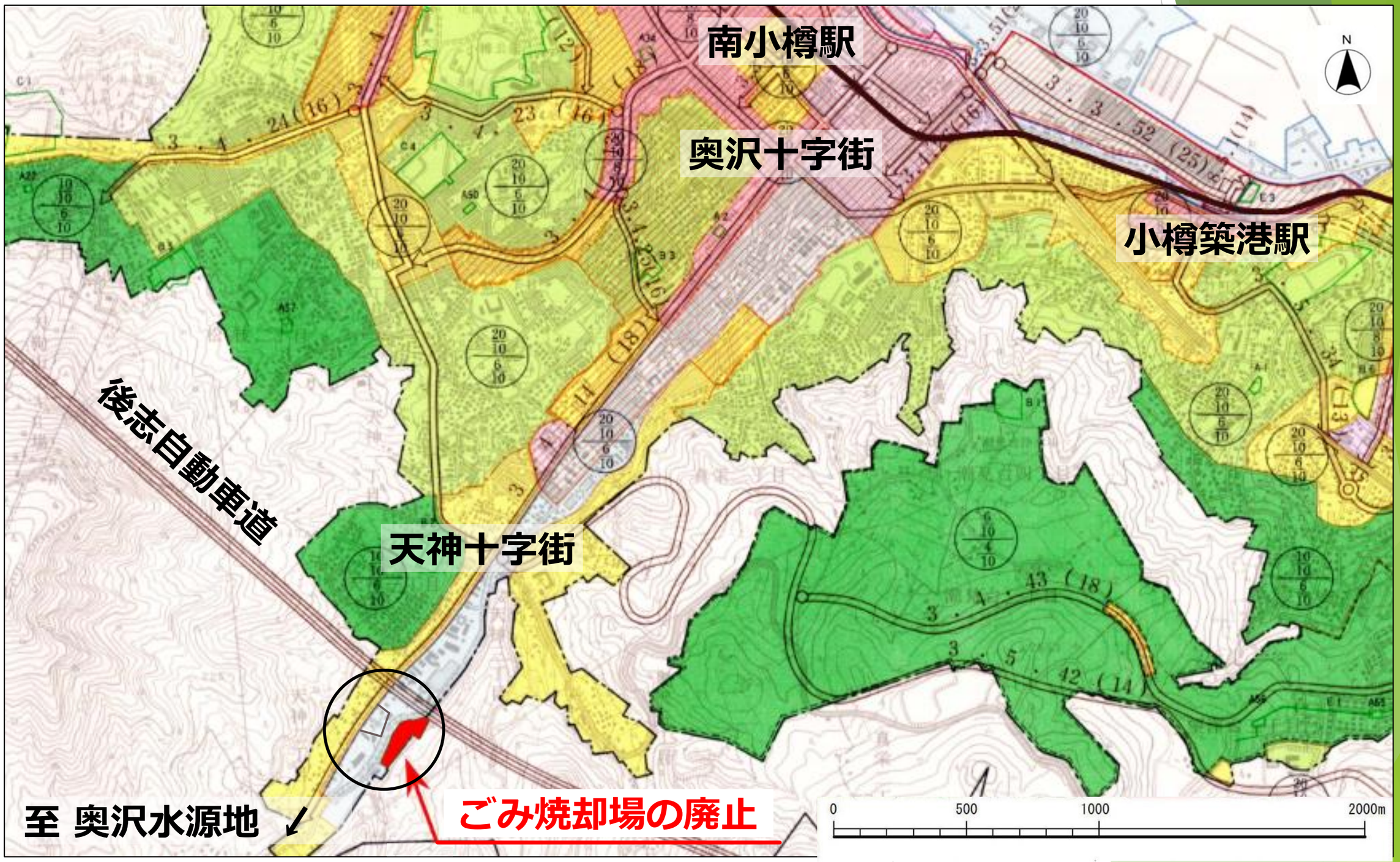

■　小樽都市計画　ごみ焼却場・処理場等の経緯

名　　称 （場　所）		都市計画 決定内容	昭和３９年	昭和５１年	平成３年	平成１３年	平成１６年	平成１９年	令和６年
第１号 小樽市天神ごみ焼却場 【焼却】 （天神２丁目）	ごみ焼却場	昭和３９年 １１月５日決定	都市計画 決定 S41稼働			休止			廃止
第２号 小樽市廃棄物焼却場 【焼却】 （塩谷４丁目）		平成　３年 １２月４日決定 平成１６年 ２月４日変更 （廃止）			都市計画 決定 (未整備)		都市計画 変更(廃止)		
第１号 小樽市ごみ処理場 【粗大ごみ処理施設】 （塩谷４丁目）	ごみ処理場	昭和５１年 ９月１日決定 平成１６年 ２月４日変更 （名称）		都市計画 決定 S52稼働		H12休止	（施設管理継続中）		
第２号 北しりべし廃棄物処理広域連合ごみ処理施設 【焼却施設ほか】 （桃内２丁目）		平成１６年 ２月４日決定			H12埋立稼働		都市計画 決定 稼働		
新幹線 関連 （天神２丁目）								H29「まちづくり計画」策定 R5駅前広場都市計画決定	

ごみ焼却場・ごみ処理場　位置図

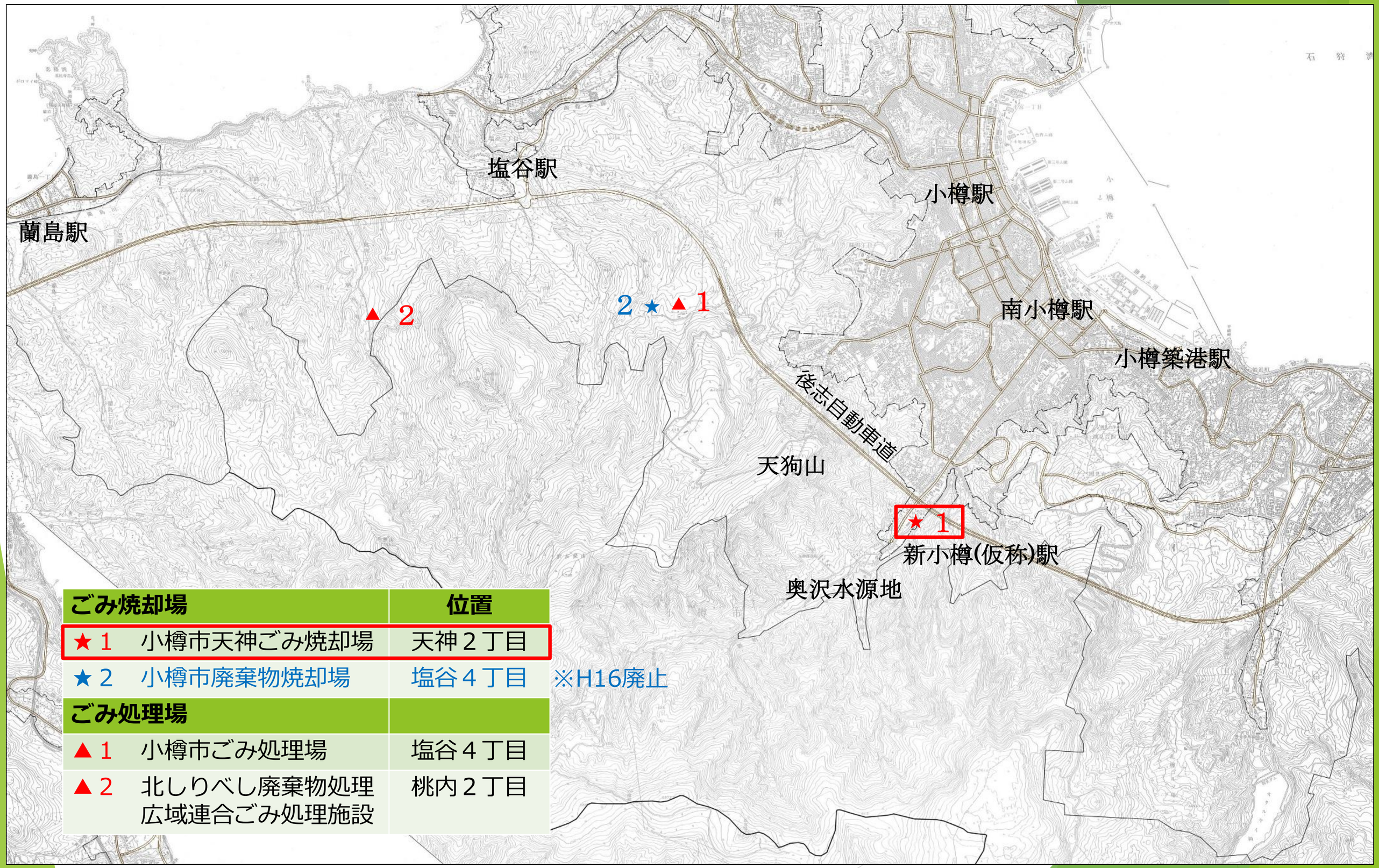

ごみ焼却場		位置	
★ 1	小樽市天神ごみ焼却場	天神２丁目	
★ 2	小樽市廃棄物焼却場	塩谷４丁目	※H16廃止
ごみ処理場			
▲ 1	小樽市ごみ処理場	塩谷４丁目	
▲ 2	北しりべし廃棄物処理広域連合ごみ処理施設	桃内２丁目	

■ 上位計画の位置付け

● 上位計画

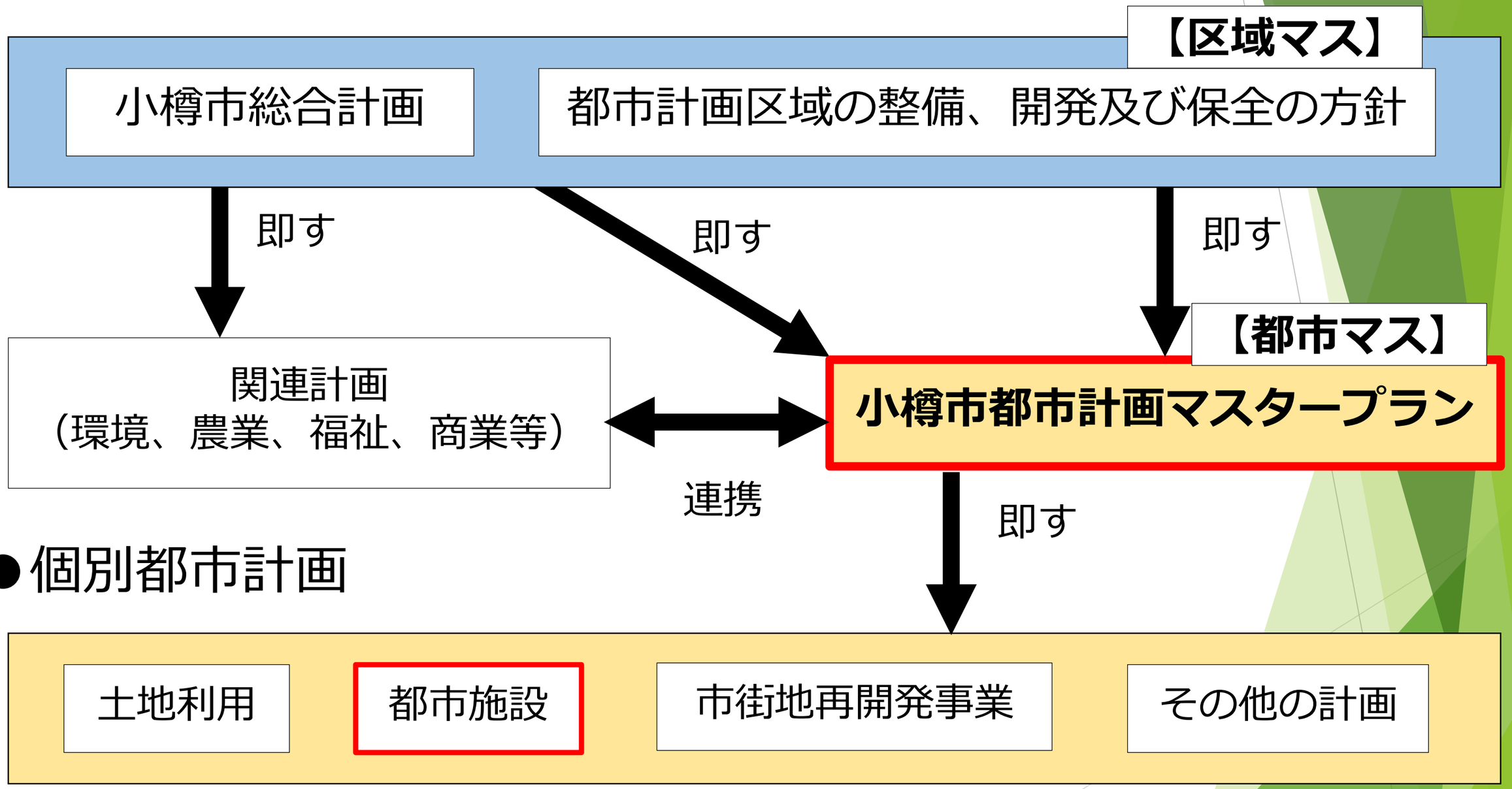

● 個別都市計画

※個別の都市計画については、都市計画法第6条の2、第18条の2の規定により、【区域マス】や【都市マス】に定めている基本方針に即したものでなければならい。

■　上位計画の位置付け

（1）小樽都市計画　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針【区域マス】

●都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

（１）交通施設

① 基本方針　a 交通体系の整備方針

・経済活動や地域間交流などの促進のため、国道等の幹線道路や北海道横断自動車道、北海道新幹線等による広域交通ネットワークの確立に努める。

② 主な施設の配置の方針　b 鉄道

・北海道新幹線は、早期実現に向けた取組を進めるとともに、開業後の並行在来線については、沿線自治体等と連携を図りながら在り方の検討を進め、地域公共交通の確保に努める。

（２）その他の都市施設

・小樽市天神ごみ焼却場等については、それぞれの施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。

区域マスの方針に即している

■　上位計画の位置付け

（2）第2次小樽市都市計画マスタープラン【都市マス】

●交通の方針

（１）基本的考え方　１）交通ネットワークの確立を目指します

■後志圏や道央圏の陸上・海上の交通結節点 として、経済活動や地域間交流などの促進のため、国道などの幹線道路や北海道横断自動車道、北海道新幹線のほか、フェリーや貨物船による広域交通ネットワークの確立を促進します。

（２）交通の整備方針　３）公共交通の充実　① 広域交通体系の確立

■北海道新幹線は、北海道と本州との所要時間の短縮や交流の促進による経済波及効果が見込まれるため、早期実現に向けた取組を進めるとともに、新小樽（仮称）駅の駅前広場の整備を促進します。

●生活環境の方針

（３）その他の都市施設の方針　４）その他の都市施設

■ごみ焼却場などは、公共施設等総合管理計画が示す方針に基づき、利用実態に基づいた施設管理を行います。

都市マスの方針に即している

ごみ焼却場の位置図（航空写真）

出典：国土地理院　空中写真２０２１年撮影

ごみ焼却場・現地写真

現　況　図

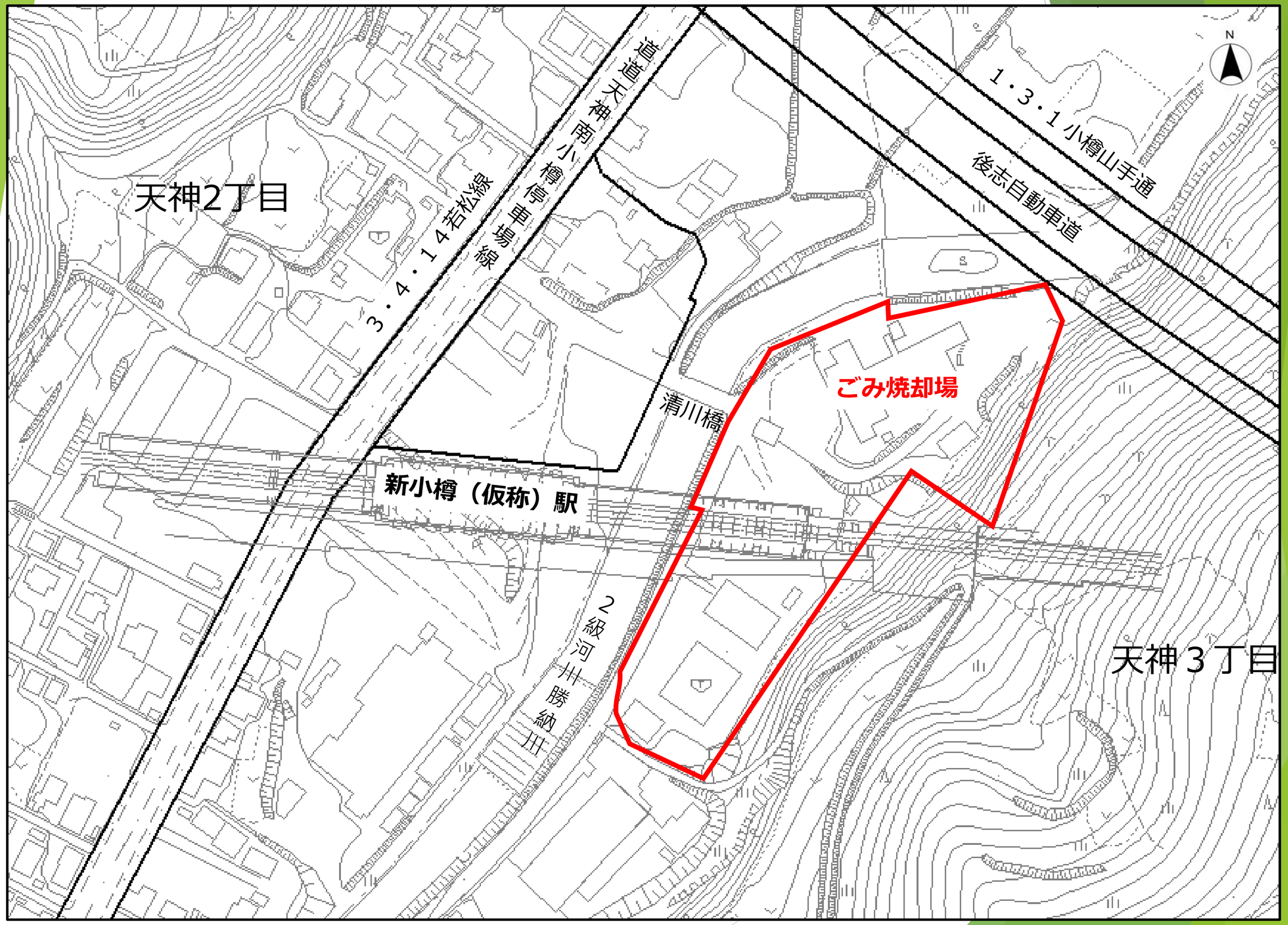
天神2丁目
3・4・14若松線
南小樽停車場線
1・3・1小樽山手通
後志自動車道
ごみ焼却場
清川橋
新小樽（仮称）駅
2級河川勝納川
天神３丁目
N

レイアウト参考図

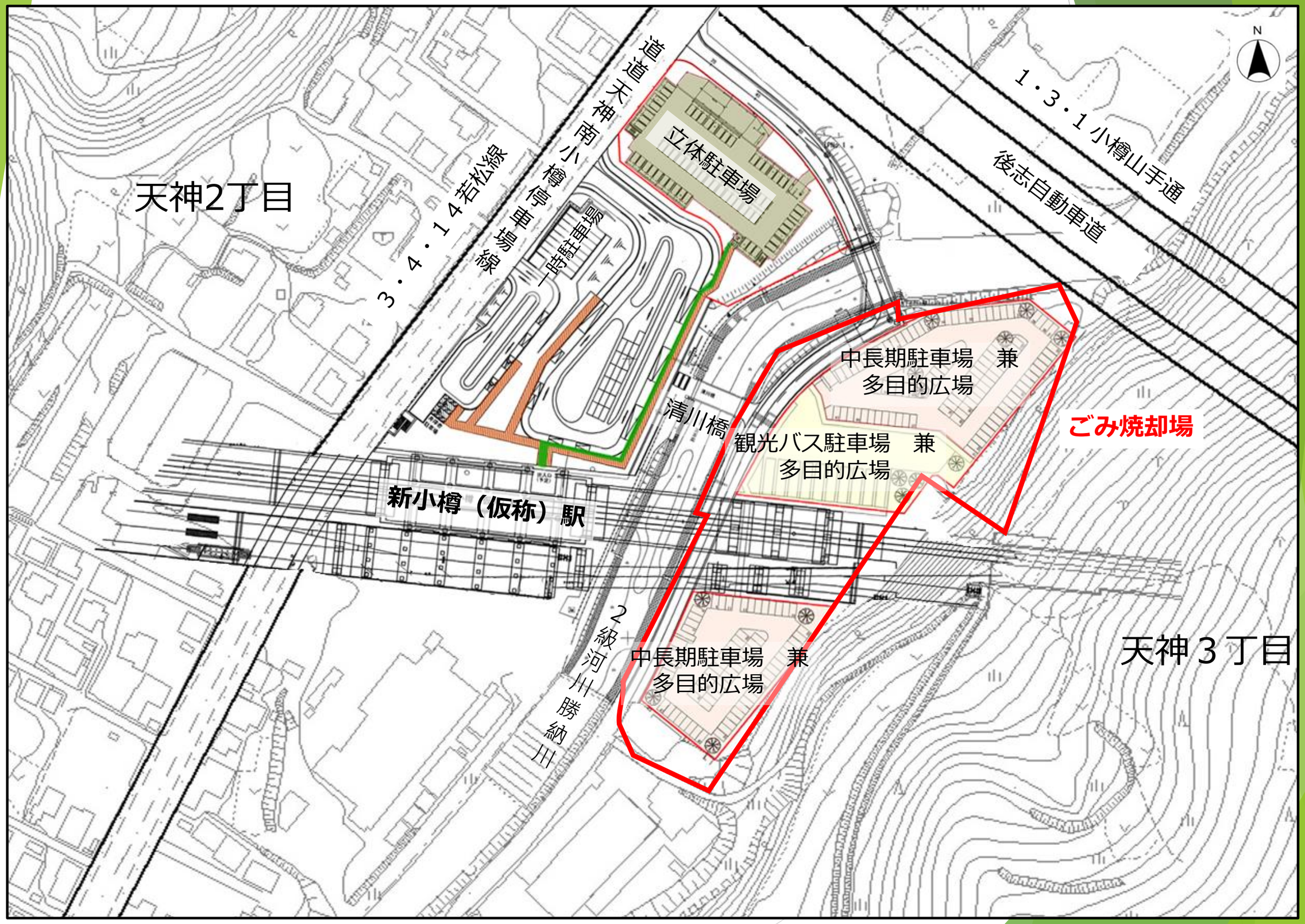
天神2丁目
3・4・14若松線
新小樽（仮称）駅
一時駐車場
立体駐車場
清川橋
中長期駐車場　兼
多目的広場
観光バス駐車場　兼
多目的広場
ごみ焼却場
1・3・1小樽山手通
後志自動車道
2級河川勝納川
中長期駐車場　兼
多目的広場
天神３丁目
N

駐車場整備イメージ

【都市計画決定権者】

都市計画の種類			北海道決定	小樽市決定
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針			●	
区域区分（市街化区域・市街化調整区域）			●	
地域地区	用途地域			●
地域地区	特別用途地区、防火地域、高度地区、高度利用地区等			●
地域地区	駐車場整備地区			●
地域地区	臨港地区		●	
都市施設	道路	自動車専用道路、一般国道、道道	●	
都市施設	道路	市道		●
都市施設	駐車場			●
都市施設	公園・緑地	面積10ヘクタール以上（市が設置するもの）		●
都市施設	公園・緑地	面積10ヘクタール以下		●
都市施設	下水道	公共下水道（小樽都市計画）		●
都市施設	下水道	特定公共下水道（札幌圏都市計画（小樽市分））	●	
都市施設	ごみ焼却場・ごみ処理場等（産業廃棄物処理施設以外）			●
都市施設	市場、火葬場			●
市街地再開発事業		面積3ヘクタール超（市施行）		●
市街地再開発事業		面積3ヘクタール以下		●
地区計画等				●
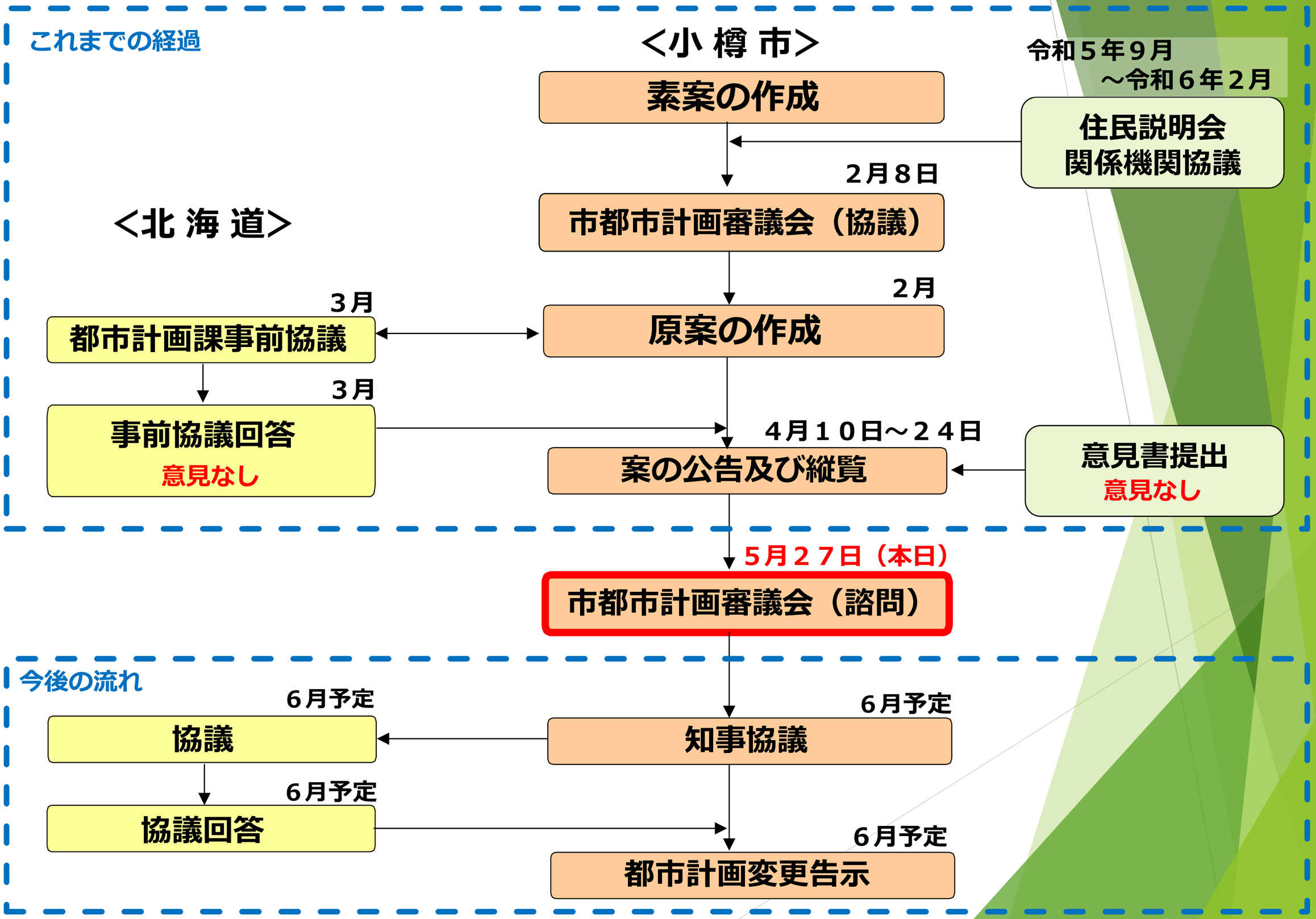
【都市計画変更スケジュール（小樽市決定）】